平成31年4月 (浄水全項目検査)

項目	検査回数 省間	基準値	. 是久保高区配水拖	古町中央配水池	卷城配水池	滝の沢配水池	鹿山配水池	しらかばヘイランド 別在配水池	美心松配水池	经木平中区配水池	小茂//谷配水池	学者村第2配水池	りんどうの郷配水池	是門牧棚(飲料水)	美ヶ原高原郷配水池	男女會送水價整池	野々入配水池	スゲノ沢配水池
一般細菌	毎月 不可	100 E		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大腸菌	毎月 不可	検出されない		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
カドミウム及びその化合物	年4回	0.003 E	~~ ~~~~~~~~~															
水銀及びその化合物	年4回	0.0005 E																j
セレン及びその化合物	年4回	0.01 €	····	ļ	ļ													
鉛及びその化合物 ヒ素及びその化合物	年4回	0.01 E																ſ
大価クロム化合物	年4回	0.01 g																
三硝酸態窒素	年4回	0.03 8		 	····		 	·					··		·			.
シアン化物イオン及び塩化シアン	年4回 不可	0.01 2		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満		 				0.001 未満						 I
硝酸鐵瓷素及び亜硝酸鐵瓷素	年4回	10 E		0.29	0.31	0.06	0.12	0.20	0.16	0.24	0.45	0.12	0.47	0.05	0.71	0.29	0.57	0.50
フッ素及びその化合物	年4回	0.8																 I
ホウ素及びその化合物	年4回	1.0 €	Ų.F	 	 		 											 I
四塩化炭素	年4回	0.002 E	Į.F	<u> </u>	<u> </u>			·										 I
1,4ジオキサン	年4回	0.05 £		1	1		1											I
シス1,2ジクロロエチレン及びトランス1,2ジクロロエチレン	年4回	0.04 ₺	J.F															 I
ジクロロメタン	年4回	0.02 E	大下															 L
テトラクロロエチレン	年4回	0.01 £																
リノロロエチレン	年4回	0.01 E	大下															J
ベンゼン	年4回	0.01 £																l
塩素酸	年4回 不可	0.6 ₺	ĮF.	0.05 未満	0.05 未満	0.10						0.05						J
クロロ酢酸	年4回 不可	0.02 ₺		0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満						0.002 未満						L
クロロホルム	年4回 不可	0.06 1	J.F	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満						0.001 未満						l
ジクロロ酢酸	年4回 不可	0.03 £		0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満						0.002 未満						l
ジプロモクロロメタン	年4回 不可	0.1 €	以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満						0.001 未満						ļ
臭素酸	年4回 不可	0.01 £	~~ ~~~~~~~	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満						0.001 未満						
総トリハロメタン	年4回 不可	0.1 E		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満						0.001 未満						;
トリクロロ酢酸	年4回 不可	0.03 E		0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	ļ					0.002 未満						
プロモジクロロメタン	年4回 不可	0.03 £		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	ļ	_				0.001 未満						······
プロモホルム	年4回 不可	0.09 €		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満						0.001 未満						j
ホルムアルデヒド 亜鉛及びその化合物	年4回 不可	0.08 E	XF	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	ļ					0.008 未満						_[
	年4回 年4回	·		0.005.005		0.005 11#												_[
アルミニウム及びその化合物	年4回	0.2 1	X P	0.005 未満		0.005 未満	ļ											r
鉄及びその化合物	年4回	0.3 E		·····	ł		 	·										·
鋼及びその化合物 ナトリウム及びその化合物	年4回	200 £					 	+										 I
マンガン及びその化合物	年4回	0.05 E		 	 		 											
塩化物イオン	毎月 不可	200 E		0.7	2.4	0.9	2.3	1.1	1.3	0.5	1.4	0.6	0.9	0.4	0.7	0.7	0.9	1.1
カルシウム,マグネシウム等(硬度)	年4回	300 E			2.1		2.0						0.5				0.5	1.1
蒸発残留物	年4回	500 E	J.F		98	58 150												 I
除イオン界面活性剤	年4回	0.2 E	ĮF.	 				 										
ジェオスミン	薬類の発生時期	0.00001 E																
2メチルインボルネオール	薬類の発生時期	0.00001 B	Į.F	<u> </u>	<u> </u>			·										 I
非イオン界面活性剤	年4回	0.02 ₺	大下	1	1		1	1										I
フェノール類	年4回	0.005 £																 I
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月 不可	3 E		0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3
pH値	毎月 不可	5.8 ~ 8.	.6 7.3	7.4	7.8	7.9	7.2	7.9	7.1	7.6	7.8	8.0	8.2	7.8	6.8	7.2	7.2	6.9
味	毎月 不可	異常でない	こと 異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気	毎月 不可	異常でない		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	毎月 不可	5 g	以下 0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5
過度	毎月 不可	2 E	以下 0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1
嫌気性芽胞菌		1]]]]						[[I
残留塩素			0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.4	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3

※項目名、基準値及び単位は平成16年4月1日施行改正水道法基準で記載してあります。